

～2024年3月27日

2024年3月28日～

目次（略）	目次（略）
第1条～第84条（略） （電話番号案内） 第85条 当社は、シェアードIP-PBX契約者（第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー3のタイプ7、カテゴリー4、カテゴリー7又はカテゴリー8に係るものに限ります。）に係る者に限ります。）から請求があったときは、IPセントレックス番号を当社が別に定める特定協定事業者の契約約款等に定める電話番号案内において案内を行います。 （注）本条に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。	第1条～第84条（略） （電話番号案内） 第85条 当社は、シェアードIP-PBX契約者（第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、 <u>カテゴリー3のタイプ6</u> 、カテゴリー3のタイプ7、カテゴリー4、カテゴリー7又はカテゴリー8に係るものに限ります。）に係る者に限ります。）から請求があったときは、IPセントレックス番号を当社が別に定める特定協定事業者の契約約款等に定める電話番号案内において案内を行います。 （注）本条に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。
第86条～第88条（略） 別記 1（略） 2 電話帳の普通掲載 （1）当社は、シェアードIP-PBX契約者（第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー3のタイプ7、カテゴリー4、カテゴリー7又はカテゴリー8に係るものに限ります。）に係る者に限ります。以下この項において同じとします。）から請求があったときは、IPセントレックス番号に普通掲載として次の事項を掲載します。 ア シェアードIP-PBX契約者又はそのシェアードIP-PBX契約者が指定する者の氏名、名称又は称号のうち1 イ シェアードIP-PBX契約者又はそのシェアードIP-PBX契約者が指定する者の職業（当社が別に定める協定事業者が定める職業区分によるものとします。）のうち1 ウ シェアードIP-PBX契約者又はそのシェアードIP-PBX契約者が指定する者の住所又は居所のうち1 （2）（略） （3）（略） （4）（略） 3 電話帳の掲載省略 当社は、シェアードIP-PBX契約者（第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー3のタイプ	第86条～第88条（略） 別記 1（略） 2 電話帳の普通掲載 （1）当社は、シェアードIP-PBX契約者（第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、 <u>カテゴリー3のタイプ6</u> 、カテゴリー3のタイプ7、カテゴリー4、カテゴリー7又はカテゴリー8に係るものに限ります。）に係る者に限ります。以下この項において同じとします。）から請求があったときは、IPセントレックス番号に普通掲載として次の事項を掲載します。 ア シェアードIP-PBX契約者又はそのシェアードIP-PBX契約者が指定する者の氏名、名称又は称号のうち1 イ シェアードIP-PBX契約者又はそのシェアードIP-PBX契約者が指定する者の職業（当社が別に定める協定事業者が定める職業区分によるものとします。）のうち1 ウ シェアードIP-PBX契約者又はそのシェアードIP-PBX契約者が指定する者の住所又は居所のうち1 （2）（略） （3）（略） （4）（略） 3 電話帳の掲載省略 当社は、シェアードIP-PBX契約者（第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、 <u>カテゴリー3のタイプ</u>

7、カテゴリー4、カテゴリー7又はカテゴリー8に係るものに限ります。)に係る者に限ります。)から請求があったときは、電話帳への掲載を省略します

4 電話帳の重複掲載

(1) 当社は、シェアードIP-PBX契約者(第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー3のタイプ7、カテゴリー4、カテゴリー7又はカテゴリー8に係るものに限ります。)に係る者に限ります。)から、普通掲載のほか、別記2(電話帳の普通掲載)に規定する掲載事項について、次の請求があったときは、重複掲載として電話帳に掲載します。

ア 氏名、名称若しくは称号(普通掲載として掲載したものを除きます。)又は商品名による掲載

イ 普通掲載として掲載した職業区分以外の職業区分への掲載

(2) (略)

(3) (略)

5～10 (略)

6、カテゴリー3のタイプ7、カテゴリー4、カテゴリー7又はカテゴリー8に係るものに限ります。)に係る者に限ります。)から請求があったときは、電話帳への掲載を省略します

4 電話帳の重複掲載

(1) 当社は、シェアードIP-PBX契約者(第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー3のタイプ6、カテゴリー3のタイプ7、カテゴリー4、カテゴリー7又はカテゴリー8に係るものに限ります。)に係る者に限ります。)から、普通掲載のほか、別記2(電話帳の普通掲載)に規定する掲載事項について、次の請求があったときは、重複掲載として電話帳に掲載します。

ア 氏名、名称若しくは称号(普通掲載として掲載したものを除きます。)又は商品名による掲載

イ 普通掲載として掲載した職業区分以外の職業区分への掲載

(2) (略)

(3) (略)

5～10 (略)

料金表

通則(略)

第1表(略)

第2表 工事に関する費用(工事費(附帯サービスの工事費を除きます。))

1 適用(略)

2 工事費の額

2-1～2-3 (略)

2-4 第6種シェアードIP-PBXサービスに関するもの(略)

区 分			単 位	工事費の額
ア	交	(ア)	(略)	(略)

料金表

通則(略)

第1表(略)

第2表 工事に関する費用(工事費(附帯サービスの工事費を除きます。))

1 適用(略)

2 工事費の額

2-1～2-3 (略)

2-4 第6種シェアードIP-PBXサービスに関するもの(略)

区 分			単 位	工事費の額
ア	交	(ア)	(略)	(略)

換機等 工事費	(ア) 利用の 開始に 関する 工事の 場合	番号ポータビリティ機能に関する工事の場合	カテゴリ1、カテゴリ3のタイプ1、カテゴリ3のタイプ4のプラン2、カテゴリ3のタイプ5、カテゴリ3のタイプ7、カテゴリ7及びカテゴリ8のもの	1のIPセントレックス番号ごとに	2,000円 (2,200円)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
	(イ) 上記以外に 関する工事 の場合	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		番号ポータビリティ機能に関する工事の場合	カテゴリ1、カテゴリ3のタイプ1、カテゴリ3のタイプ4のプラン2、カテゴリ3のタイプ5、カテゴリ3のタイプ7、カテゴリ7及びカテゴリ8のもの	1のIPセントレックス番号ごとに	番号ポータビリティ機能に関する工事の場合	
イ 上 記以外 の工事 費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

第3表 (略)

料金表別表1 削除
料金表別表2 第6種シェアードIP-PBXに係る付加機能

換機等 工事費	(ア) 利用の 開始に 関する 工事の 場合	番号ポータビリティ機能に関する工事の場合	カテゴリ1、カテゴリ3のタイプ1、カテゴリ3のタイプ4のプラン2、カテゴリ3のタイプ5、 <u>カテゴリ3のタイプ6</u> 、カテゴリ3のタイプ7、カテゴリ7及びカテゴリ8のもの	1のIPセントレックス番号ごとに	2,000円 (2,200円)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
	(イ) 上記以外に 関する工事 の場合	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		番号ポータビリティ機能に関する工事の場合	カテゴリ1、カテゴリ3のタイプ1、カテゴリ3のタイプ4のプラン2、カテゴリ3のタイプ5、 <u>カテゴリ3のタイプ6</u> 、カテゴリ3のタイプ7、カテゴリ7及びカテゴリ8のもの	1のIPセントレックス番号ごとに	番号ポータビリティ機能に関する工事の場合	
イ 上 記以外 の工事 費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

第3表 (略)

料金表別表1 削除
料金表別表2 第6種シェアードIP-PBXに係る付加機能

区 分	提 供 条 件	区 分	提 供 条 件
1～3 (略)	(略)	1～3 (略)	(略)
<p>4 番号ポータビリティ機能</p> <p>この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者のIPセントレックス番号において、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく指定電気通信設備との接続に関する契約約款に規定する一般番号ポータビリティ（これと同等のものを含みます。）を利用することができるようにする機能</p>	<p>(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー1、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー3のタイプ7、カテゴリー7及びカテゴリー8（特定電気通信番号を用いる場合に限り、この機能を提供します）に係る者に限り、この機能を提供します</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー1（タイプ1のプラン2を除きます。）又はカテゴリー7に係る者に限り、この機能を提供します）が第6種シェアードIP-PBX利用回線の終端の場所を変更した場合又は第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー1のタイプ1のプラン2、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー3のタイプ7又はカテゴリー8に係る者に限り、この機能を提供します）が第73条の4（第6種シェアードIP-PBX契約申込みの方法）及び共通編別記5（IP通信網契約者の氏名等の変更）に基づき当社に申し出た利用場所を当社に通知なく変</p>	<p>4 番号ポータビリティ機能</p> <p>この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者のIPセントレックス番号において、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく指定電気通信設備との接続に関する契約約款に規定する一般番号ポータビリティ（これと同等のものを含みます。）を利用することができるようにする機能</p>	<p>(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー1、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、<u>カテゴリー3のタイプ6</u>、カテゴリー3のタイプ7、カテゴリー7及びカテゴリー8（特定電気通信番号を用いる場合に限り、この機能を提供します）に係る者に限り、この機能を提供します</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー1（タイプ1のプラン2を除きます。）又はカテゴリー7に係る者に限り、この機能を提供します）が第6種シェアードIP-PBX利用回線の終端の場所を変更した場合又は第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー1のタイプ1のプラン2、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、<u>カテゴリー3のタイプ6</u>、カテゴリー3のタイプ7又はカテゴリー8に係る者に限り、この機能を提供します）が第73条の4（第6種シェアードIP-PBX契約申込みの方法）及び共通編別記5（IP通信網契約者の氏名等の変</p>

	更した場合、一定期間の利用停止後、この機能を廃止します。 (4) (略)		更)に基づき当社に申し出た利用場所を当社に通知なく変更した場合、一定期間の利用停止後、この機能を廃止します。 (4) (略)
5 ~ 1 8 (略)	(略)	5 ~ 1 8 (略)	(略)
		IP 通信網サービス契約約款 共通編 附 則 (令和 6 年 3 月 22 日 C A S 1 サ第000400003663-01号) この改正規定は、令和 6 年 3 月 28 日から実施します。	